

規程第3号

公益社団法人とくしま森林バンク 理事の職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人とくしま森林バンク（以下「森林バンク」という。）の理事の職務権限として公益社団法人とくしま森林バンク定款（以下「定款」という。）第26条第2項の規定にする理事長、副理事長及び専務理事、並びに常務理事の役割分担を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる理事長及び副理事長、並びに業務執行理事たる専務理事、常務理事の外、全ての理事をいう。

(理事)

第3条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、森林バンクの業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、定款及び諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 森林バンクを代表し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号。以下「法人法」という。）上の代表理事としてその業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 代表理事たる副理事長の職務権限は、定款及び諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、森林バンクの業務を執行する。
- (2) 理事長が認めるとき及び、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、森林バンクを代表し、法人法上の代表理事としてその業務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第 6 条 専務理事の職務権限は、定款及び諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 業務執行理事として、事務局を統括するとともに、理事長を補佐し、森林バンクの業務を執行する。
- (2) 理事長が認めるとき及び、理事長及び副理事長が共に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第 7 条 常務理事の職務権限は、定款及び諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 業務執行理事として業務を推進するとともに、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、森林バンクの業務を執行する。
- (2) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

第 8 条 理事の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 担当業務を理事会で決めたときは、その業務を分掌し、執行する。

(細則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表

理事の職務権限

決裁事項	決裁権者			
	理事長	専務理事	常務理事	理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○ 重要事項	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○ 重要事項	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○ 重要事項	○		
職員の任用に関すること	○ 重要事項	○		
職員の就業規則に関すること		○ 重要事項	○ 左記以外	
役員、職員の出張に関すること	○ 重要事項	○ 重要事項		
費用弁償および旅費に関すること		○ 外国出張及び、 30日を超える 長期出張に限る	○ 左記以外	
財務および会計の帳簿等に関すること		○ 総括事項	○ 担当業務	
財務諸表の作成に関すること		○ 総括事項	○ 担当業務	
契約の締結				
(1) 事業請負契約	○ 1件2億円以上	○ 左記以外		
(2) 器具及び備品購入	○ 1件3千万円以上	○ 左記以外		
(3) 森林取得に関する購入契約	○ 1件1億円以上	○ 左記以外		
(4) 森林管理受託事業の契約		○		
(5) 事務事業の受託契約		○		
(6) J-クレジットの売買契約	○ 1件2億円以上	○ 左記以外		
(7) その他収益事業に関する契約	○ 1件2億円以上	○ 左記以外		

決裁事項	決裁権者			
	理事長	専務理事	常務理事	理事
(8) 苗木等造林資材購入		○ 1件1千万円以上	○ 左記以外	
(9) 工事材料等購入		○ 1件1千万円以上	○ 左記以外	
(10) 上記(1)～(9)に付随する事項に関する事			○	
(11) 理事会で決定した担当業務の契約			○	○
収入及び支出に関する事	○ 重要事項	○	○ 担当業務に限る	
資金計画に関する事	○ 重要事項	○	○ 担当業務に限る	
外部に対する文書発簡				
(1) 特に重要なもの	○			
(2) 重要なもの	○			
(3) 補助金の文書		○		
(4) 一般文書		○		
(5) 理事会で決定した担当業務に関するもの			○	○
その他諸規程に定める事項	○ 重要事項	○ 左記以外		